

4月16日の緊急事態宣言を受けて 学校の臨時休業を決定した道府県

(令和2年4月19日時点)

1. 全道府県立学校の臨時休業を決定

- 4月20日から：北海道※1、青森県、島根県※1、岡山県※1、愛媛県※1
- 4月21日から：秋田県※1、福島県、京都府※1、高知県※1、佐賀県、宮崎県
- 4月22日から：長崎県※1、鹿児島県※1
- 4月27日から：鳥取県

2. 一部の県立学校の臨時休業

- ・岩手県（県立高等学校1校が休業）※2
- ・和歌山県（東牟婁地域の4校を除き、休業）※3

(参考) 上記1. 2. の16道府県以外の都府県については、4月16日時点で既に全都府県立学校の臨時休業が決定されている。※4、※5

(都道府県 HP 等より文部科学省作成)

- ※1 一部学校においては4月16日時点で既に臨時休業措置が実施又は決定されている。
- ※2 岩手県においては、4月16日、緊急事態宣言が出される前に県立高等学校1校の臨時休業措置が決定されている。
- ※3 和歌山県においては、4月16日時点で既に東牟婁地域の4校を除く県立学校の臨時休業措置が実施されている。
- ※4 奈良県においては、臨時休業措置を講じないものの、登校は求めないこととしている。
- ※5 静岡県では、県立特別支援学校の施設併設の分校1校が教育活動を実施。

注：市町村立学校の臨時休業については現在調査中